

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 5 日から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 5 時 00 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 11 月 18 日 午前 10 時 00 分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 12 月 1 日 午前 9 時 50 分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 25 日 午前 10 時 00 分から 令和 8 年 11 月 25 日 午後 3 時 00 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	15,790,000 12,632,000	一括	3,158,000	138,785	不明
1	2,540,000				
2	2,510,000				
3	10,740,000				

物 件 目 録

1 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛

地 番 1 2 4 6 番 5 8 4

地 目 原野

地 積 5 4 8 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

2 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛

地 番 1 2 4 6 番 1 1 8 5

地 目 原野

地 積 5 4 2 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

3 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛 1 2 4 6 番地 1 1 8
5、1 2 4 6 番地 5 8 4

家屋 番号 1 2 4 6 番 1 1 8 5

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 1 2 4 . 2 1 平方メートル
2 階 1 1 9 . 9 7 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 7月31日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 原 祐 子

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1、2】

売却対象外の土地（地番1246番1）を通行のため利用している。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1 2 4 6 番 5 8 4
 地 目 原野
 地 積 5 4 8 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 2 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1 2 4 6 番 1 1 8 5
 地 目 原野
 地 積 5 4 2 平方メートル
 (現況)
 地 目 宅地

- 3 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛 1 2 4 6 番地 1 1 8
 5、1 2 4 6 番地 5 8 4
 家屋 番号 1 2 4 6 番 1 1 8 5
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 2 4. 2 1 平方メートル
 2 階 1 1 9. 9 7 平方メートル



令和8年(ケ)第15号
令和8年4月8日受理
令和8年6月10日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 野口 慎也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1 2 4 6 番 5 8 4
 地 目 原野
 地 積 5 4 8 平方メートル

- 2 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1 2 4 6 番 1 1 8 5
 地 目 原野
 地 積 5 4 2 平方メートル

- 3 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛 1 2 4 6 番地 1 1 8
 5、1 2 4 6 番地 5 8 4
 家屋 番号 1 2 4 6 番 1 1 8 5
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺 2 階建
 床 面 積 1 階 1 2 4. 2 1 平方メートル
 2 階 1 1 9. 9 7 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1, 2	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1, 2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 A ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項		
建物	物件 3	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 A ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、建物図面（各階平面図）、建物概略間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物に第1回臨場したところ、インターホンを押しても居住者から応答は無く、通知書を郵便受けに投函しても期限内に居住者から連絡は無かった。第2回臨場時も不在で施錠されていたので、解錠のうえ立入調査を実施した。
なお、当職は、債務者兼所有者であるAの当事者目録上の住所にも通知書を郵送してAからの聴取を試みたが、期限内にAから連絡は無かった。
- 3 本件物件の占有者及び占有状況は、立入調査の結果から2枚目記載のとおりと認めた。
本件建物について、本件建物内部にあったAを宛名とする公共料金関係書類の存在、建物内部の状況、表札の表示から第三者が占有している徴表は無く、建物所有者であるAが住居として占有しているものと認めた。
- 4 本件建物内部を立入調査時に目視により確認した範囲においては、躯体に関わる大きな損傷等は認められなかったものの、経年劣化による汚損や損傷が認められた。また、本件建物内部において犬を三匹放し飼いにしており、所々に糞尿が認められ、室内は臭気を放っていた。また、一部壁紙がはがれている箇所が認められた。
- 5 玄関脇の部屋は工事中で、物入（状態）である。
- 6 バルコニーの北西側は木材がむき出しで、損傷が激しかった。
- 7 本件土地上に、スチール製物置が2つ、ビニールシートで囲っただけのテント状の物置が1つ、以上が存在したがいずれも土地への定着性が認められなかったので動産と解する。
- 8 評価人の調査によれば、本件土地は、北西側で私道（建築基準法42条1項3号道路）に接している。当該道路は西側に鉄柵のようなものが置かれ、車の通行ができない状態となっている。なお、関係人からの陳述が得られていないため、通行料の有無については不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月9日(木) 12:21-12:25	横浜地方法務局 西湘二宮支局	全部事項証明書申請受領
令和8年4月13日(月) 16:28-16:35	目的物件所在地	外観調査 占有調査 写真撮影 通知書投函
令和8年4月14日(火)	当庁	Aへ通知書郵送
令和8年6月1日(月) 15:04-16:05	目的物件所在地	立入調査(評価人同行) 占有調査 写真撮影

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☒ 令和8年6月1日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

710044

各階平面図

家屋番号 1248番1185

建物図面

建物の所在
足利市西郷町西郷1248番地1185、1248番地584

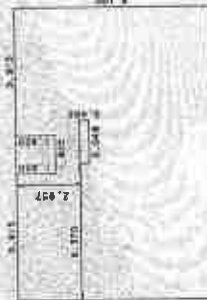
1 階



求積表

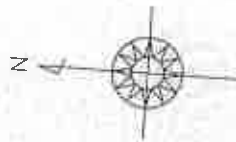
9.100 X 5.915	=	53.828500
7.280 X 1.820	=	13.249600
9.100 X 5.915	=	53.828500
- 0.455 X 2.048	=	0.931840
合計		119.976600
床面積		119.97㎡

2 階



求積表

9.100 X 5.915	=	53.828500
7.280 X 1.820	=	13.249600
9.100 X 5.915	=	53.828500
- 0.455 X 2.048	=	0.931840
合計		119.976600
床面積		119.97㎡



道路

1248-787

1248-1185

1248-584

1248-408

1248-786

1248-785

1248-449

作製者

申請人

縮尺 1/250

縮尺 1/500

2 100 //

本図面はB4判をA4判に縮小したものである

○は写真撮影位置・方向

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方支務局西郷二宮支局管轄)

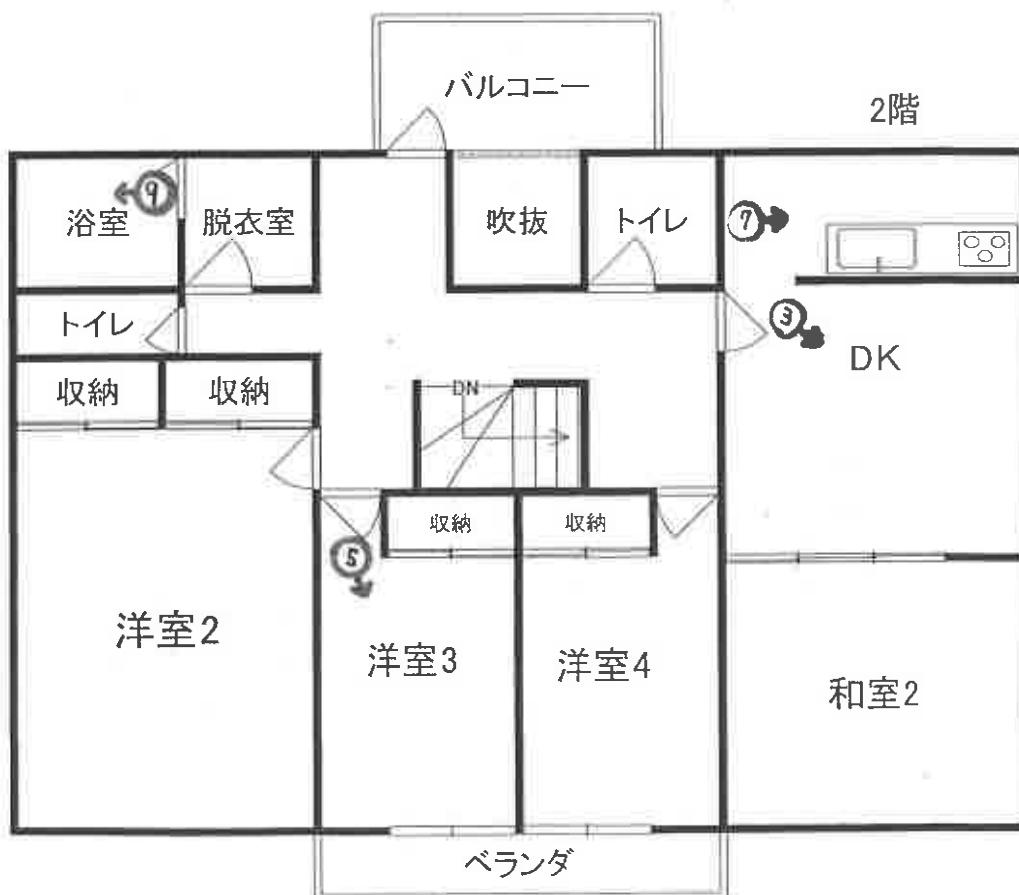
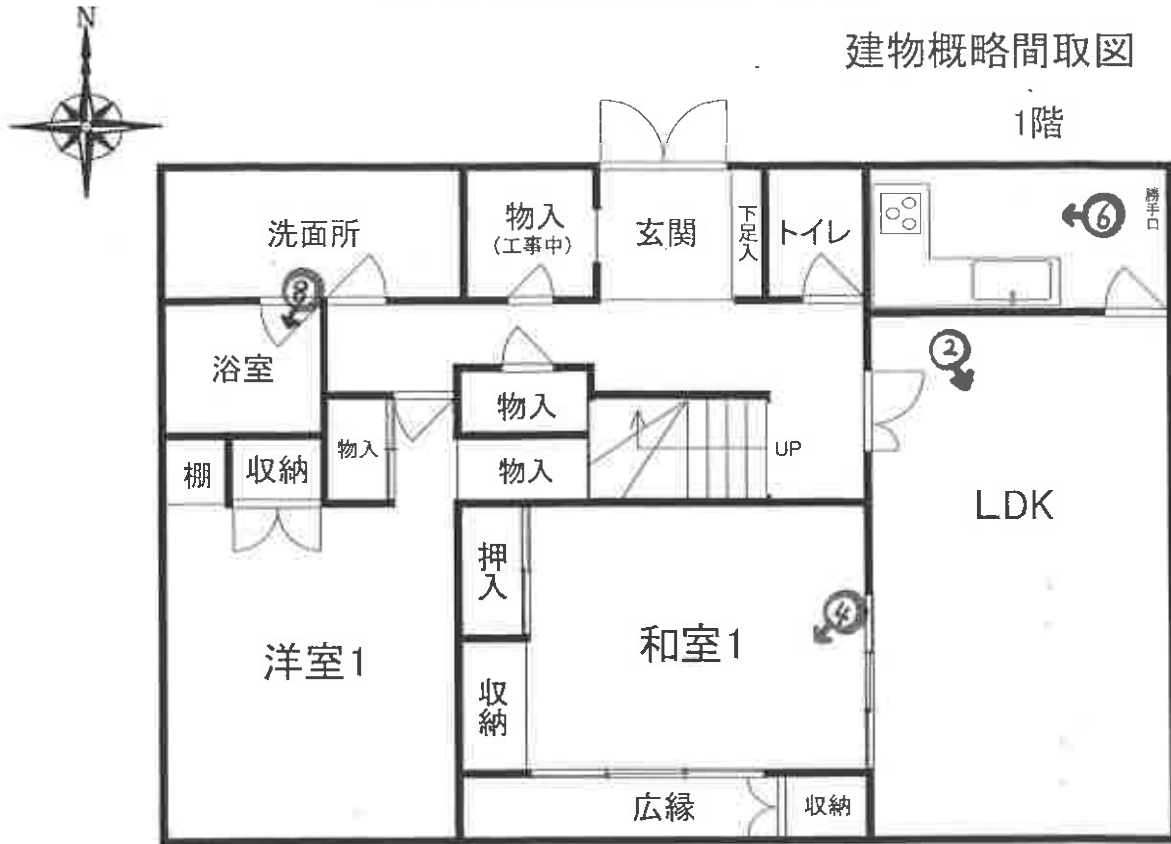
令和8年1月30日

東京支務局中野出張所

登記官

←○は写真撮影位置・方向

建物概略間取図



① バルコニーの北西側は木材がむき出しで、損傷が激しい



② 1階リビングダイニング



③ 2階ダイニング



④



⑤



⑥ 1階キッチン



⑦ 2階キッチン 現在使用されている形跡は無かった



⑧ 1階浴室



⑨ 2階浴室 現在使用されている形跡は無かった



令和 8 年 (ケ) 第 15 号
令和 8 年 6 月 1 日 現地調査
令和 8 年 6 月 12 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

藤 原 新 一

第 1 評価額

一 括 価 格（合計）	
金 1 5, 7 9 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 1（土地）	金 2, 5 4 0, 0 0 0 円
物 件 2（土地）	金 2, 5 1 0, 0 0 0 円
物 件 3（建物）	金 1 0, 7 4 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件 1 乃至 3 の各不動産について、一括売却（民事執行法第 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件 1、2 の内訳価格は物件 3 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 3 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	地目：宅地
2		地目：宅地
3		
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1246番584
 地 目 原野
 地 積 548平方メートル
- 2 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛
 地 番 1246番1185
 地 目 原野
 地 積 542平方メートル
- 3 所 在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛1246番地1185、1246番地584
 家屋 番号 1246番1185
 種 類 居宅
 構 造 木造スレート葺2階建
 床 面 積 1階 124.21平方メートル
 2階 119.97平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2 一体地）

位 置 ・ 交 通	小田急箱根鉄道線「強羅」駅の概ね北東方約3.2km（道路距離）、バス停留所「仙石高原」から徒歩約2分程度に位置する。	
付 近 の 状 況	中規模の別荘等、保養所等が混在する住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用 途 地 域	第二種低層住居専用地域
	建 蔽 率	40%（ただし下記により20%）
	容 積 率	80%（ただし下記により40%）
	防 火 規 制	－
画 地 条 件	そ の 他	◇自然公園法（注1） ◇宅地造成等工事規制（町全域） ◇土砂災害警戒区域（土石流） ◇最低敷地面積150㎡ ◇最高高さ12m（ただし下記により10m）
	規 模	1,090㎡
	形 状	長方形地
	間 口 ・ 奥 行	間口約30m程度 奥行約36m程度
	地 勢	概ね平坦で周囲の隣接地と略等高である
接面道路の状況	北西側幅員約5.4m未舗装私道（建築基準法第42条1項3号）と等高に約30m程度等高に接面している。なお、当該道路は西側にフェンスが置いてあり、車は通行できない。	
土地の利用状況等	物件3の建物敷地等として利用されている。 建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり
	都 市 ガ ス	なし（プロパン）
	下 水 道	あり

特 記 事 項	(注1) 自然公園法の富士箱根伊豆国立公園(第2種特別地域B区域)に該当し、特別地域では以下の行為を行う場合、事前に環境大臣の許可が必要となる。 ・ 工作物の新築、改築、増築 ・ 木竹の伐採 ・ 鉱物の掘採、土石の採取 ・ 広告物の設置等 ・ 環境大臣が指定するものの集積 ・ 土地の開墾、形状変更 ・ 屋根、壁面、塀等の色彩変更 ・ その他(略) また、B区域には高さ10m以下、容積率40%以下、建蔽率20%以下、緑地率70%以上等の基準もあるため、注意を要する(但し「規則第11条第5項に規定する分譲地」(旧分譲地)にも該当するため壁面後退、水平投射外周線後退、地形勾配等は自然公園法の規定が適用されない)。 ◇ 物件1は残地測量図のみであり、現地での簡易な計測、机上の計算等により、概ね登記地積数量を充足しているものと認められた。但し、正確な境界及び数量は専門家による精緻な測量及び調査が必要である。 ◇ スチール製物置が2つ、ビニールシートで囲っただけのテント状の物置が1つ存在したが、いずれも土地への定着性は認められなかったので動産と解する。 ◇ 北側で接面する私道は関係人からの陳述が得られていないため、通行料の有無については不明である。
----------------	--

2. 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び 残存耐用年数	建 築 年 月 日	平成1年12月16日（登記記載）
	経 過 年 数	約37年（1年未満の端数切り上げ）
	経済的残存耐用年数	－
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	スレート葺
	外 壁	吹付 ほか
	内 壁	ビニールクロス貼ほか
	天 井	ビニールクロス貼 ほか
	床	フローリング、畳 ほか
	設 備	キッチン×2、トイレ×3、浴室×2、洗面所ほか
	そ の 他	吹抜あり
床面積（現況）	1階：124.21㎡、2階：119.97㎡、 延床面積：244.18㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	2LDK+4DK（附属資料建物概略間取図のとおり）
品 等	普通	
保守管理の状態	普通乃至やや劣る	
建物の利用状況	令和8年6月1日：内部立入調査 所有者が居宅として占有している。	
特 記 事 項	◇ 本件建物は建築確認申請を受けたが、完了検査済証未交付の建物である。 ◇ 躯体に関わる大きな損傷等は認められなかったものの、全体的に経年劣化による損耗が見られた。犬を3匹放し飼いにしており、所々に糞尿が認められ、室内は臭気を放っていた。また、一部壁紙にはがれている箇所が認められた。 ◇ 玄関脇の部屋は工事中で物入（状態）である。 ◇ バルコニーの北西側は木材がむき出しで、損傷が激しい。 ◇ 簡易測量機器の測定結果から、顕著な傾斜は認められなかった。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	21,600	97	21,000	×548	× 0.9	= 10,360,000
		100				
2	21,600	97	21,000	×542	× 0.9	= 10,240,000
		100				

地価調査基準地：箱根（県）-2

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{地価調査基準価格} & & \text{時点修正} & & \text{標準化} & & \\
 & & & & \text{補 正} & & \\
 21,600 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{106}{100} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{106} = 21,600 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和7年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：上記のとおり。

◇地 域 格 差：地価調査基準地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個 別 格 差：行止まり地であること、及び「第4 目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり。

◇建 付 減 価：建付減価率を10%と判定した。

② 物件 3（主である建物）

本件建物は経済的残存耐用年数を満了した建物であり、その市場価値は低いことを考慮し、また保守管理の状態等を参酌し、再調達原価（1 m²当たり 160,000 円と査定）の 5%をもって、建物価格とした。

物件 番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現 価 率	建 物 価 格 (円)
3	160,000	× 244.18	× 0.05	= 1,950,000

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	10,360,000	×	0.65	法定地上権 = 6,730,000
2	10,240,000	×	0.65	法定地上権 = 6,660,000
合 計				13,390,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を65%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格（円）	土地利用権等 価格の控除及び加算 （円）	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 （円）
1	10,360,000	－ 6,730,000		× 1.0	× 0.7		= 2,540,000
2	10,240,000	－ 6,660,000		× 1.0	× 0.7		= 2,510,000
3	1,950,000	＋ 13,390,000		× 1.0	× 0.7		= 10,740,000
一括価格（合計）							15,790,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 地価調査基準地：箱根（県）-2

所 在：足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛 1246 番 718

価 格：21,600 円／㎡

位 置：小田急箱根鉄道線「強羅」駅約 7.5 km

価 格 時 点：令和 7 年 7 月 1 日

地 積：925 ㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北側 5.5m 私道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域 第二種低層住居専用地域
(建蔽率 40%，容積率 80%)

地 域 の 概 要：中規模の別荘、保養所等が混在する住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和 8 年度）

物件 1 6,856,576 円

物件 2 6,781,504 円

物件 3 4,654,998 円

第7 附属資料の表示

位置図

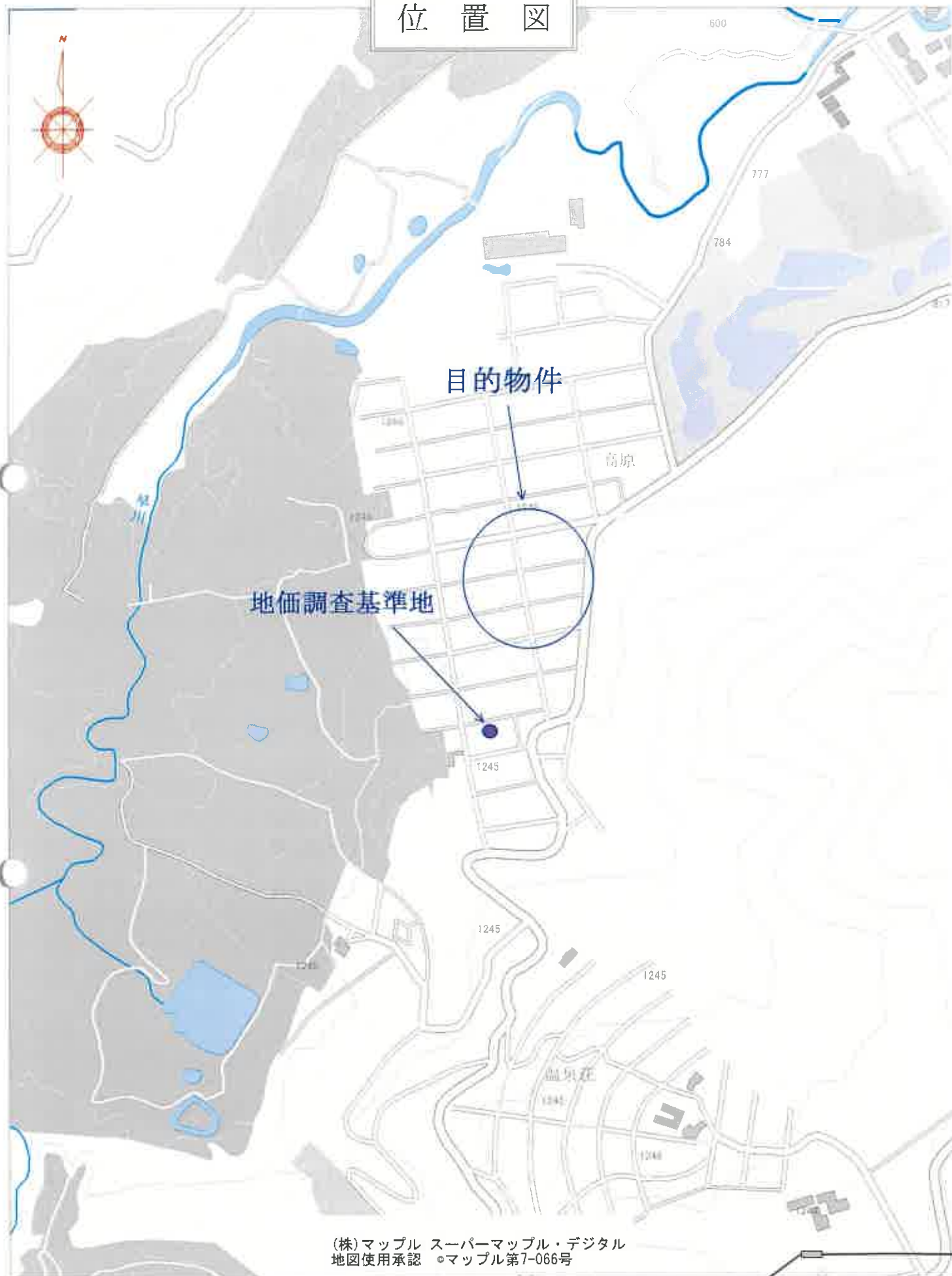
公図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

地積測量図（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物図面・各階平面図写（A 3 判から A 4 判へ縮小）

建物概略間取図

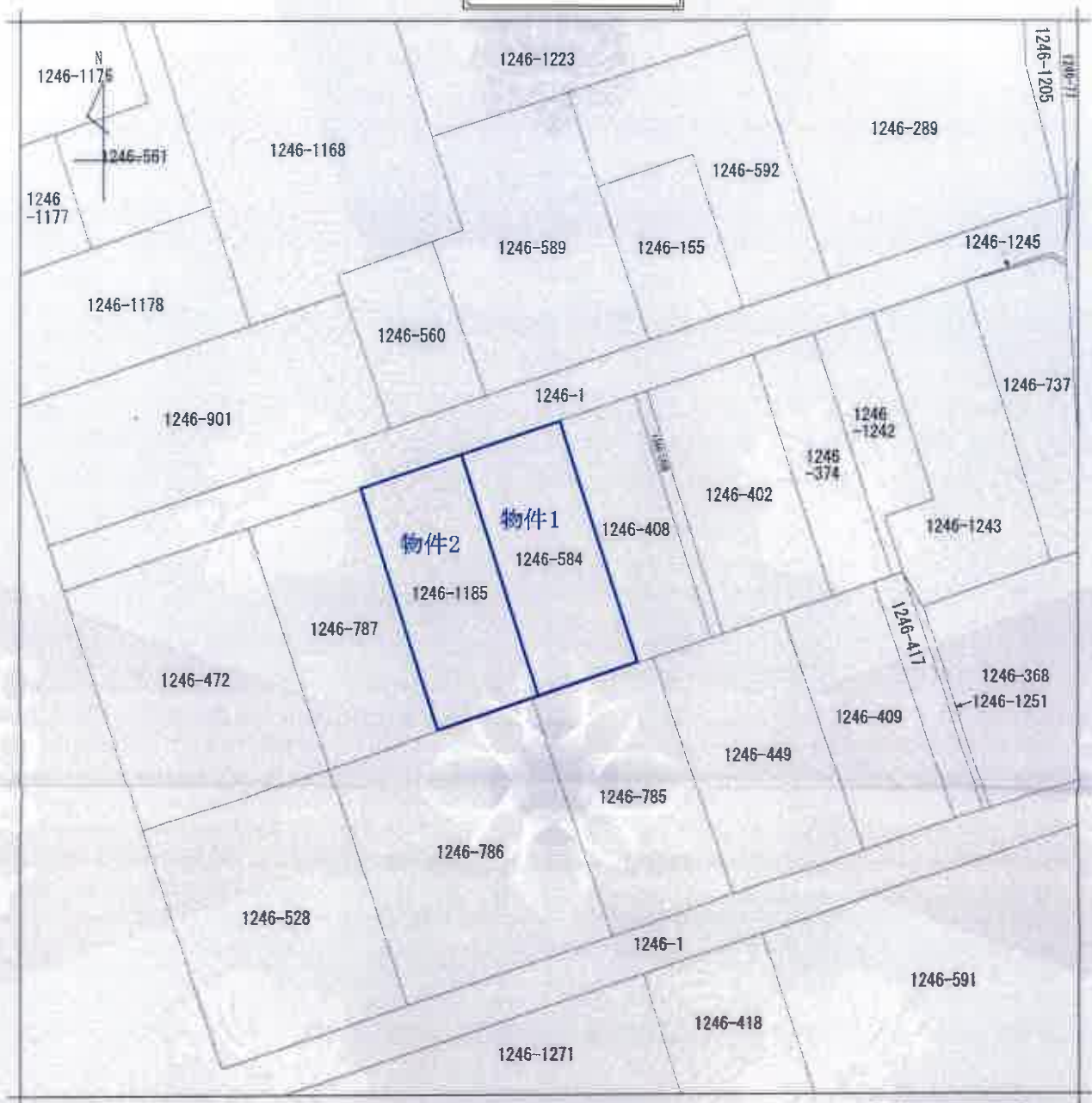
位置図



(株)マッフル スーパーマッフル・デジタル
地図使用承認 ●マッフル第7-066号

1 : 10,000 相当

公 図 写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
仙石原

請 部 分	所 在	足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛				地 番	1246番584			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座標系 番号又 は記号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

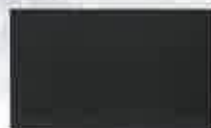
令和8年1月30日

東京法務局中野出張所

登記官

請求番号：75-1

(1/1)



本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：昭和62年10月14日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
(横浜地方裁判所 西瀬 室文蔵 署長)

令和8年1月30日 東京法務局 中野出張所

登記簿

708860

前1246-584-1185後・新同→

地積測量図

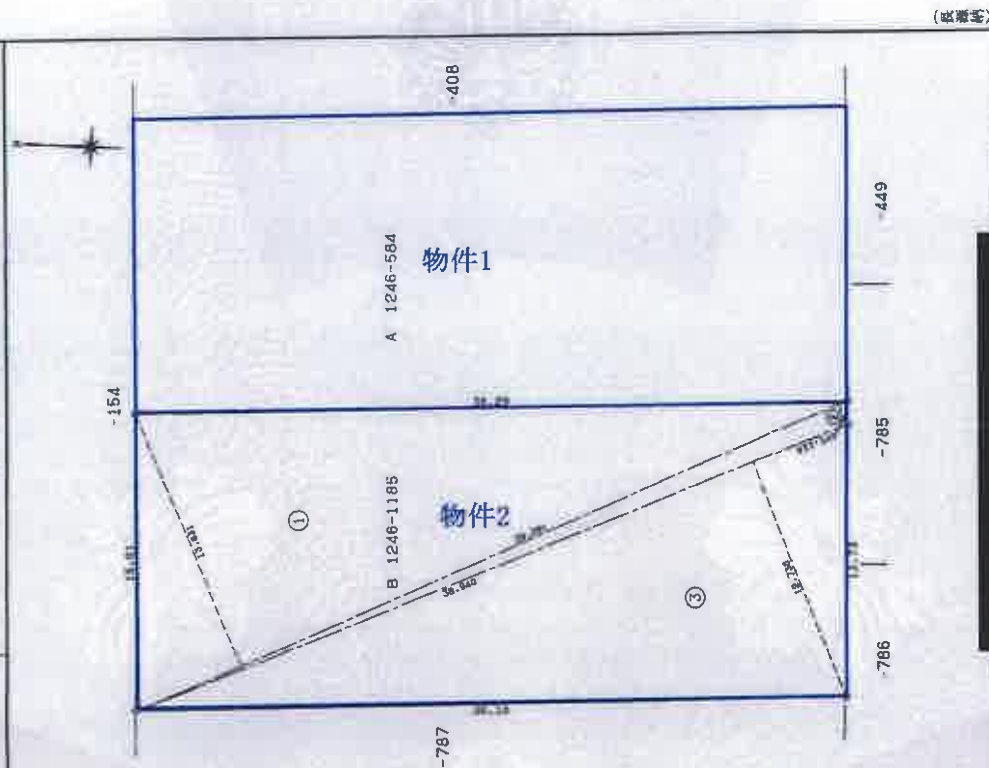
地番 1246-584-1185

土地の所在 足柄下郡箱根町仙石原字六郎兵衛

三 斜 求 積 表

地番	NO	底辺	高さ	倍	面積	地積
1246-1185	1	38.381	X	13.831	=	544.878611
	2	39.381	X	1.114	=	43.87634
	3	38.940	X	12.738	=	496.538640
				合計		1084.488886
				面積		542.244425
1246-584				面積		1090.900000
				面積		542.244425
				面積		548.655575
						548.65

注 境界線の種類は、全てコンクリート杭です。



縮尺 1/250

申請人

2年10月・8日作製

作製者

62.10.14

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

請求番号：75-2

登記年月日：平成2年10月11日

710044

各階平面図

建物図面

家屋番号
1246番1185

建物の所在
足柄下郡箱根町仙石原字大郎兵衛1246番地1185、1248番地584

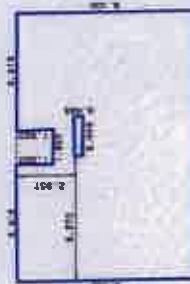
1 階



求積表

9.100 X 13.650	=	124.215000
床面積 124.21 m ²		

2 階



求積表

9.100 X 5.915	=	53.826500
7.280 X 1.820	=	13.249600
9.100 X 5.915	=	53.826500
0.455 X 2.048	=	0.931840
合計		119.97060
床面積		119.97 m ²



道路

物件3

1248-408

1248-1185

1248-684

1248-788

1248-785

1248-448

作製者

申請人

縮尺
1/250

縮尺
1/500

2/10/11

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(横浜地方裁判所西瀬(登記部)管轄)

令和8年1月30日

東京法務局中野出張所

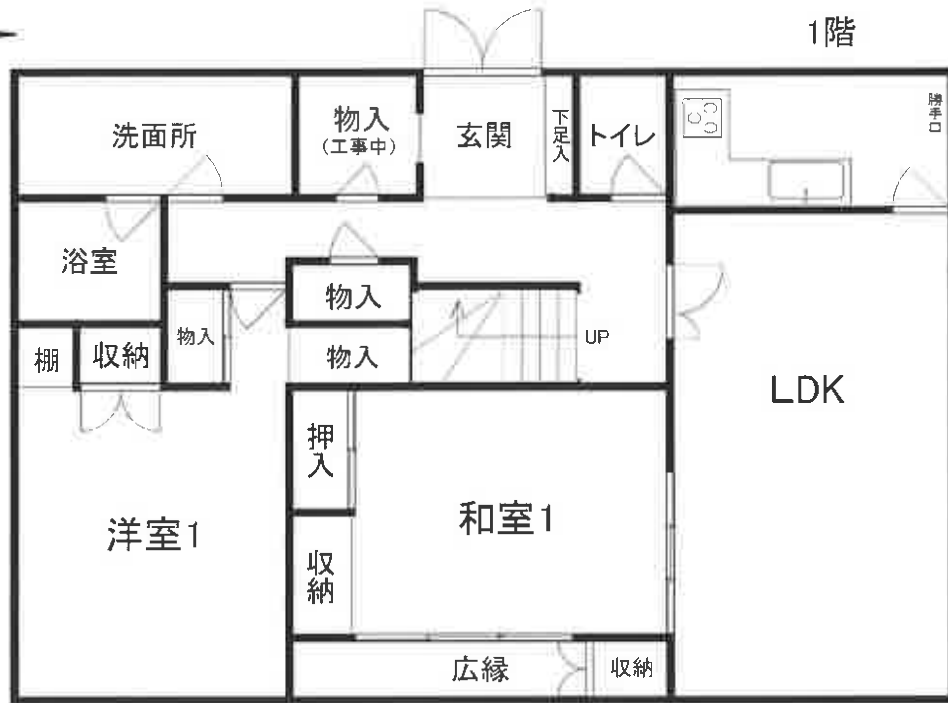
登記簿

請求番号：75-3



建物概略間取図

1階



バルコニー

2階

